

消費者庁新型インフルエンザ等対応
業務継続計画

平成26年11月

消費者庁（最終改正：平成30年12月）

消費者庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画

(目次)

はじめに	2
1. 計画の策定背景と位置付け	
第1章 被害想定等	3
1. 流行規模と被害想定	
2. 消費者庁業務継続計画との関係	
第2章 実施体制	5
1. 平常時の体制	
2. 発生時の体制	
第3章 発生時継続業務等	6
1. 業務継続の基本方針	
2. 発生時継続業務の選定（業務仕分け）	
第4章 人員・物資等の確保	9
1. 指揮命令システムの確保	
2. 発生時継続業務にあたる人員の確保	
3. 物資・サービスの確保	
4. 情報システムの維持	
第5章 感染対策の実施・徹底	11
1. 職場における感染対策	
2. 発症者等への対応	
3. 季節性インフルエンザワクチンの定期的な接種	
第6章 業務継続計画の実施	13
1. 発動	
2. 状況に応じた対応	
3. 通常体制への復帰	
第7章 業務継続計画の維持・管理等	14
1. 関係機関との連携	
2. 教育・訓練	
3. 点検・改善	

はじめに

1. 計画の策定背景と位置付け

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要である。

政府の各部門では、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持等に必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。

このため、全ての府省庁は、「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（平成26年3月31日 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議。以下「ガイドライン」という。）に沿って、新型インフルエンザ等の発生に備えた業務継続計画の策定を行い、必要に応じて見直していくこととされている。新型インフルエンザ等発生時に想定される社会・経済の状況を踏まえ、当庁がその機能を維持し必要な業務を継続するために講ずべき措置をあらかじめ定めるため、ガイドラインに沿って、「消費者庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を策定することとした。

第1章 被害想定等

1. 流行規模と被害想定

新型インフルエンザ等発生時に想定される被害状況は、ガイドライン等に基づき、以下のとおり想定する。

- ・ 国民の25%が、各地域ごとに流行期間（約8週間）の中でピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる。）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があるため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討、実施することとなる。

本計画は、上述の想定に基づき策定するが、これらはいくまでも過去の流行状況に基づいて推計されたものである。今後発生すると考えられている新型インフルエンザ等が、どの程度の病原性や感染力を持つかどうかは不明であり、人口密度の高い地域においてはより多くの人々が感染する可能性もあり、地域差も出ると考えられていることから、被害状況や流行の拡大状況に応じ柔軟に対応することとする。

2. 消費者庁業務継続計画との関係

新型インフルエンザ等を対象とする業務継続計画は、当庁の機能の維持を目的とし、地震災害を対象としたものと共通する要素もあるものの、被害の態様、それに対する対応が異なるため、首都直下地震発生時における当庁の基本的考え方及び必要な対応等を記載している「消費者庁業務継続計画」（平成30

年3月一部改定)とは別に本計画を策定する。

具体的には、地震災害の場合は突発的に発生した災害からの短期間での復旧に主眼が置かれるのに対し、新型インフルエンザ等の場合は長期間にわたり最低限国民生活の維持に必要な業務の継続を図ること等、相違点が多く見られる。

(参考) 新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン(平成26年3月31日 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)より抜粋

業務継続計画における地震災害と新型インフルエンザ等の相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
業務継続方針	○できる限り業務の継続・早期復旧を図る	○感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続のレベルを決める
被害の対象	○主として施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	○主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が地域的・局所的(代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能)	○被害が国内全域、全世界的となる(代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実)
被害の期間	○過去事例等からある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○主に兆候がなく突発する ○被害規模は事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害量は感染対策により左右される

第2章 実施体制

1. 平常時の体制

平時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）において関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応する。関係省庁対策会議では、業務継続に係る各府省間の横断的又は統一的事項に関する方針の調整や情報交換等について検討、決定する。

当庁においては、新型インフルエンザ等の発生に伴う事態に適切かつ迅速に対応するため、消費者庁新型インフルエンザ等対策本部（以下「消費者庁対策本部」という。）及び消費者庁新型インフルエンザ等対策会議（以下「消費者庁対策会議」という。）を設置している。これらを通じて、庁内各課が緊密に連携を図るとともに、経済・社会機能維持に関わる事業者との連携を図る。

なお、本計画に係る意思決定は、消費者庁対策本部において行う。

2. 発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、政府において特措法第15条第1項の規定に基づき新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置され、基本的対処方針の決定等が行われる。また、内閣官房に、内閣官房副長官補（内政）を長とする新型インフルエンザ等対策本部事務局（以下「政府対策本部事務局」という。）が組織され、各種対策の調整等が行われる。

当庁においては、政府対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、消費者庁対策本部及び消費者庁対策会議を開催して速やかに本計画の発動を決定する。各課においては、本計画の発動を受け、あらかじめ定めておいた人員体制等を、実際の状況に合わせて調整しつつ、具現化する。

なお、新型インフルエンザ等の発生段階に応じ、職場における感染対策や継続すべき業務内容を変更する。また、病休者等の増加により、職員の勤務体制や指揮命令系統も変化することから、実際の状況に応じて対応を変更する等、弾力的な運営を行う。

第3章 発生時継続業務等

1. 業務継続の基本方針

当庁においては、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、適切な意思決定に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成25年6月7日改定閣議決定。以下「政府行動計画」という。）等に取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）を継続する。

- (1) 強化・拡充業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に従事する職員が欠けた場合の代替要員として確保する。
- (2) 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については極力中断する。
- (3) 多人数の参加を得て行う会議等の業務については、通信機器の活用を図る等代替手段を検討し、それが困難な場合には、中止又は延期する。
- (4) 発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底し、交代制勤務等感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。
- (5) 感染リスクが高いものの、やむを得ず継続することが求められる業務については、より感染リスクの低い実施方法への変更等を検討する。

2. 発生時継続業務の選定（業務仕分け）

新型インフルエンザ等発生時において、必要な業務を継続するために、業務の絞り込みを徹底して行い、必要な体制を検討した上で、適切に行政資源を配分するため、あらかじめ、発生時継続業務の選定を実施する。その際の基本的

考え方は以下のとおりである。

(1) 強化・拡充業務

強化・拡充業務とは、政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するものである。当庁においては、以下のような業務が考えられる。

- ・ 新型インフルエンザ等対策に関する情報収集・分析、連絡調整
- ・ 庁内感染対策業務（マスク、消毒液の配布・補填、感染媒介の懸念がある箇所の消毒等）
- ・ 職員に対する注意喚起・指導
- ・ 広報啓発関係業務
- ・ 生活関連物資等の価格の安定等に係る業務

(2) 一般継続業務

一般継続業務とは、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することで、国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものである。当庁においては、以下のような業務が考えられる。

なお、一般継続業務であっても、国内感染期の行政需要の低下により、一定期間の休止や業務量縮小が可能なものがあり得ることから、業務内容や作業手順を精査し、より少人数により短時間で効率的に実施するための工夫を行う。

- ・ 発生時継続業務を継続するための環境を維持するための業務（物品購入・契約、庁舎管理等）
- ・ 予算関連業務等（予算・決算、税制、組織・定員、会計検査への対応等）
- ・ 国会関連業務（質問・資料要求への対応等）
- ・ 消費者安全の確保に関する緊急時対応に係る業務
- ・ 消費者に対する注意喚起に係る業務
- ・ 健康食品等の商品の監視に係る業務

(3) 発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）

発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）とは、中長期的な業務等、緊

急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務であり、施策の実施が遅れることにより国民生活や経済活動に一定の影響はあるが、行政資源配分の優先順位の観点から一定期間の大幅な縮小又は中断がやむを得ないものである。当庁においては、以下のような業務が考えられる。

なお、発生時から段階的に業務を縮小し、国内感染期には可能な限り中断を検討する。そのうち、感染リスクが高い業務については、基本的には中断し、中断できない場合であっても、必要最小限の業務のみに縮小して継続する。特に不特定多数の者が集まる場を設定する業務（説明会、審議会等）については、インターネットや電子メールの活用など代替手段を検討し、それが困難な場合には、中止又は延期する。

- ・ 緊急性のない政策・制度の企画立案
- ・ 緊急性のない法令改正
- ・ 緊急性のない立入検査、統計、調査研究の作成
- ・ 感染拡大につながるおそれのある業務（特に不特定多数の者が集まる場を設定する説明会等の業務） 等

第4章 人員・物資等の確保

発生時継続業務については、新型インフルエンザ等発生時において業務に従事できる職員は極めて限定されることが想定されることから、第3章に掲げる発生時継続業務を実施・継続するために必要な人員・物資の確保等のため、新型インフルエンザ等発生時における対応を定めることとする。

1. 指揮命令系統の確保

新型インフルエンザ等発生時に、業務の指揮命令・意思決定の権限を有する者がり患した場合においても、迅速に対応し的確に業務を遂行する必要がある。こうした事態に備えるため、新型インフルエンザ等発生時の権限委任については、発生時継続業務について権限者による意思決定が不可能な場合、当該権限は、当該業務を所掌する者のうち、代行者をあらかじめ確保することとする。また、幹部と代行者が同時にり患しないよう措置を講ずる。

なお、権限委任が課室長未満のレベルまで行われるようなケースにおいては、特に、消費者庁新型インフルエンザ等対策本部と密接に連携をとり、意思決定を行うこととする。

2. 発生時継続業務にあたる人員の確保

(1) 人員計画の策定

各課において、発生時継続業務の遂行に必要な人員を確保するための計画（以下「人員計画」という。）をあらかじめ策定する。

具体的には、まず、発生時継続業務の範囲決定後、それらの業務を遂行するために必要な人員を整理する。次に、発生時継続業務以外の業務についても、縮小又は中断するための手続きや広報が必要となり、代替策を講ずる必要がある場合もあると考えられ、これらに関わる業務と必要な人員を整理する。

人員計画の策定に当たっては、第1章1.にあるとおり職員の欠勤率を40%と想定し、家族の世話や看護等出勤困難となる可能性のある職員や、発生時継続業務の遂行のために必要となる専門知識・特殊技能等を有する等代替が困難な職員を具体的に把握した上で検討を進めることとし、強化・拡充の業務量が増加しても庁全体が機能するように策定する。

(2) 勤務形態の検討

人員計画策定に当たり、勤務時の感染機会を低減するため、必要に応じ在宅勤務を行うことを検討する。

この場合には、在宅での勤務内容について、「現行制度下でのテレワーク実施に関する考え方（指針）」（平成16年7月 人事院・総務省）等を参照し、対象となる業務や職員、在宅勤務の方法について検討を行い、あらかじめ決定する。

なお、現在在宅勤務を行うに当たっては、総務課情報システム係が貸与している行政端末を活用することにより、メールの送受信や庁内共有ドライブの参照など、より職場に近い環境での在宅勤務が可能となる。

3. 物資・サービスの確保

庁舎管理や清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、新型インフルエンザ等発生時においても継続して確保することが必要な物資・サービスについて、提供事業者に対し、事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者における事業継続が困難と判断される場合には、代替策を検討する。また、業務継続に必要な物資について備蓄を進める。

4. 情報システムの維持

新型インフルエンザ等発生時には、海外からの情報収集、国民や事業者、関係機関等への情報発信が重要となるため、情報システムの維持は不可欠である。このため、当庁情報システムの整備及び管理に万全を期し、感染拡大によるメンテナンスサービス等の不足等も想定して措置を講ずる。

第5章 感染対策の実施・徹底

新型インフルエンザの感染経路は、現段階では特定することはできないものの、飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測されていることから、この2つの感染経路についての対策を講ずることが必要であると考えられる。また、未知の感染症である新感染症の感染経路は、病原体ごとに異なるが、飛沫感染と接触感染の他に空気感染も考えられる。

1. 職場における感染対策

職員においては、新型インフルエンザ等に関する情報に注意しつつ、感染対策に努める。感染対策の例は以下のとおりである。

- ・ 咳エチケット
- ・ マスク着用
- ・ 手洗い
- ・ 対人距離の保持
- ・ 清掃・消毒

また、来訪者について、発熱している場合には庁舎への入館を控えてもらうよう呼び掛ける看板等を庁舎入口に掲示し、来訪者への理解を促す。来訪者と継続的に接触する場合には、当該職員にうがい・手洗いを励行させるとともに、来訪者との距離を1～2m以上とれるような配置とし、必要に応じ、マスクの着用を促す。また、こうした措置について来訪者からの理解を呼び掛けるチラシ等を作成し、来訪場所入口に掲示する。

2. 発症者等への対応

- (1) 健康上具合の悪い職員に対しては、通勤前に医療機関の受診を勧奨し、早めの休暇取得を呼び掛ける。インフルエンザ様症状を発症している場合には、海外発生期、国内発生早期においては帰国者・接触者相談センターに、国内感染期においては病院・診療所に相談の上でその結果を連絡させる。当該職員に対しては、必要に応じて、病気休暇を取得するよう要請する。

職員が新型インフルエンザ等に感染したことが発覚した場合、職員に対し、医師の診察を受けて適切な対応をとることを勧奨する。また、感染し

た職員と同一部署等における濃厚接触者である職員を把握し、健康状態の把握に努める。

- (2) 新型インフルエンザ等に感染した職員に対しては、病気休暇の取得を要請するとともに、併せて、外出自粛を徹底するよう要請する。当該職員が出勤しようとする場合は、人事院規則10-4第24条第2項の規定に基づく就業禁止とすることができる。
- (3) 濃厚接触者として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、人事院規則15-14第22条第1項第16号の規定に基づく特別休暇の取得を認めるとともに、外出自粛を徹底するよう要請する。
- (4) 庁舎内において発症者が発生した場合には、各課において、海外発生期、国内発生早期においては帰国者・接触者相談センターに、国内感染期においては病院・診療所に連絡し、対応を確認し、発症者を医療機関又は保健所の搬送車等により、指示された医療機関に搬送する。
また、発症者と濃厚接触の可能性のある職員については、帰国者・接触者相談センターに連絡して、その指示に従う。

3. 季節性インフルエンザワクチンの定期的な接種

季節性インフルエンザワクチンについては、これを接種することにより、医療機関の受診の必要性及び医療機関の混雑の可能性を減じることが期待できる。また、新型インフルエンザと従来からの季節性インフルエンザの双方に有効とされるタミフル・リレンザ等の抗インフルエンザウイルス薬が、新型インフルエンザ感染拡大時に仮に不足するような事態になった場合においても、季節性インフルエンザワクチンを接種しておくことにより、季節性インフルエンザの感染の可能性を減じ、ひいては、抗インフルエンザウイルス薬の不足に直面する可能性を減じることが期待できる。

このように、新型インフルエンザ発生時に混雑が予想される医療機関への受診の必要性を減じ、また、抗インフルエンザウイルス薬の不足に直面する可能性を減じることが期待できることから、副反応のリスクを理解させた上で、職員に対し、インフルエンザ予防接種を受けることを勧奨する。

第6章 業務継続計画の実施

1. 発動

海外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合、内閣官房に置かれた政府対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、消費者庁対策本部を開催し、本計画の発動を決定して、事態の状況に応じてあらかじめ定めておいた人員体制等に移行する。

初期段階（海外発生期、国内発生早期）では、発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が不明である可能性が高いため、発生時継続業務以外の業務については、状況を見ながら必要に応じて縮小・中断する。

2. 状況に応じた対応

本計画発動後は、事態の進展に応じ、本計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等について、消費者庁対策本部に情報を集約し、必要な調整を行う。

3. 通常体制への復帰

政府対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合、消費者庁対策本部は、通常体制への移行を検討する。

なお、小康状態の後、第二波、第三波が到来する可能性があることから、感染対策を緩めることなく、第二波、第三波に備えた対応を検討する。

第7章 業務継続計画の維持・管理等

1. 関係機関との連携

本計画について、業務遂行上関係のある府省、地方公共団体その他の関係機関との連携を確保し、積極的に調整を行う。

2. 教育・訓練

本計画を有効に実施するため、全職員に対し周知徹底する。特に、発生時継続業務に従事する職員に対しては、発生時の対応について周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行うことが望ましい。

また、庁舎内において発症者が発生した場合に対応する職員等、適切な個人防護策を講じる必要がある職員に対しては、綿密な教育・訓練を行うよう努める。

3. 点検・改善

本計画を有効に実施するため、各課においては、人員体制等の計画について、人事情報等を反映し、継続的に更新する。

本計画については、新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等に変更があった場合等には、適宜改正する。